

第5号議案

滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会委員の選任について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条ならびに滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第2条の規定に基づき、滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会委員を次のとおり任命する。

令和5年5月16日

滋賀県教育委員会

---

別紙のとおり